

報告第14号

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく平成30年度健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく平成30年度資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

紫波町長 熊谷 泉

別紙

1 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.69%)	— (18.69%)	14.0% (25.0%)	128.5% (350.0%)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 括弧内数値は、当該地方公共団体における早期健全化基準である。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0%

備考

資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」を記載する。